

訪問介護事業所 平和の杜運営規程
(訪問介護・日常生活支援総合事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人十字の園が運営する訪問介護事業所 平和の杜（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な指定訪問介護又は日常生活支援総合事業(以下「指定訪問介護」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所 平和の杜
- (2) 所在地 伊東市吉田825-1……………（伊東市立養護老人ホーム内）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人以上

管理者は、従業者の管理、「事業」の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者がその責務を果たせる場合は、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても兼務できる。

- (2) サービス提供責任者 ヘルパー1級、若しくは介護福祉士取得者
1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに対する調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画又は介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 ヘルパー2級以上、若しくは介護福祉士取得者
常勤換算で2.5人以上(サービス提供責任者は常勤で兼務)
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。
- (4) 事務職員 1人(常勤職員兼務、養護老人ホーム事務員)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～日曜日までの毎日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(注：厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

- (1) 身体介護中心型
- (2) 生活援助中心型

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、指定訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、伊東市とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 以上の他に、運営に関する重要事項は次の通りである。

(1) 事業者は、利用者に対して適切なサービスができるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

(2) 事業所の見やすい場所に運営、従業者サービスに関する重要事項を掲示すること。

(3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

- (4) 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を置くなどの措置を講じなければならない。
- (5) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (6) 事業所ごとに経理を区分するとともに、このサービスの事業と、その他の事業の会計を区分しなければならない。
- (7) 事業者は、施設及び設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
- (8) 事業者は、従業者の資質向上のために、研修の機会を確保する。
- (9) 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規定は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

平成 24 年 9 月 1 日から改訂施行する。

平成 25 年 3 月 1 日から改訂施行する。

平成 29 年 4 月 1 日から改訂施行する。

平成 31 年 2 月 14 日から改訂施行する。

令和 6 年 4 月 1 日から改訂施行する。